

様式 2 - 4  
新旧対照表

沖縄県環境保全型農業推進計画新旧対照表

改 正 案

現 行

人と環境にやさしい  
おきなわ農業推進プラン

沖縄県有機農業推進計画

平成 28 年 月  
沖 縄 県

平成 23 年 3 月  
沖 縄 県

## ( 目 次 )

第1	<u>人と環境にやさしいおきなわ農業推進プラン</u> の策定について	1
第2	<u>環境保全型農業</u> の現状と課題	4
(削除)		
<u>第3</u>	<u>推進目標と施策の展開</u>	5
<u>第4</u>	推進体制	6
<u>第5</u>	その他	6

## ( 目 次 )

第1	<u>有機農業推進計画</u> の策定について	1
第2	<u>有機農業</u> の現状と課題	2
第3	推進目標	5
<u>第4</u>	施策の展開 <u>方策</u>	6
<u>第5</u>	推進体制	8
<u>第6</u>	その他	8

第1 人と環境にやさしいおきなわ農業推進プランの策定について

沖縄県では、消費者の農産物に対する安全・安心志向や環境保全意識が高まっており、農業生産における環境負荷軽減と資源循環機能の維持増進を図る必要がある。そこで、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進しているところである。

国においては、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）を施行した。当該法律を基に、平成26年4月には新たに有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的な事項を定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を公表している。当該基本方針は、各都道府県における有機農業の推進に関する施策についての計画の基本となるものである。

本県においても、平成25年3月策定された「沖縄21世紀農林水産業振興計画」の中で、「農林水産物の安全・安心の確立」を一つの柱として位置づけ、エコファーマーの認定や沖縄県特別栽培の認証等をはじめとした取り組みを進め、環境保全型農業を推進しているところである。

このような状況の中、本県において環境保全型農業を推進するためには、他都道府県とは異なる自然環境に適した技術の開発、技術向上の促進、消費者の理解の増進等が必要である。そこで、環境保全型農業を推進するための取り組み内容を取りまとめ、「人と環境にやさしいおきなわ農業推進プラン」を策定するものである。

## 第1 有機農業推進計画策定について

沖縄県では、消費者の農産物に対する安全・安心志向や環境保全意識が高まる中、農業生産における環境負荷軽減と資源循環機能の維持増進を図るため、土づくりと合わせて化学肥料及び化学合成農薬の使用を低減する環境保全型農業を推進しているところである。その中でも有機農業については、自然循環機能の増進や生態系の保全など環境への負荷を大幅に低減するものであり、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものである。

このような中、国においては、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号。以下「有機農業推進法」という。）を施行し、平成19年4月には、有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じるために必要な基本的な事項を定めた「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を公表した。当該基本方針は、各都道府県における有機農業の推進に関する施策についての計画の基本となるものである。

本県においても、平成20年3月策定された「第3次沖縄県農林水産業振興計画」の中で、「環境と調和した農林水産業の推進」を一つの柱として位置づけ、エコファーマーの育成や有機農業の支援体制の整備等を進め、環境保全型農業を推進しているところである。

このような状況の中、本県において有機農業を推進するため、他都道府県とは異なる自然環境に適した技術の開発、有機農業の技術向上の促進、有機農業に対する消費者の理解の増進等が必要であり、有機農業を推進するための取り組み内容を取りまとめ、「沖縄県有機農業推進計画」を策定するものである。

**【環境保全型農業の範囲】**

当推進計画における環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」とし、以下にある農業生産方法を含めたものとする。

**1. エコファーマー認定要件を満たす生産方法**

沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定要領に基づいて有機質資材施用技術、化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術に取り組み、化学肥料窒素成分かつ化学農薬を県慣行基準より約3割以上削減する生産方法

**2. 特別栽培**

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第3条において、当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量が県慣行基準の5割以上削減する栽培方法

**3. 有機農業**

有機農業推進法第2条において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」

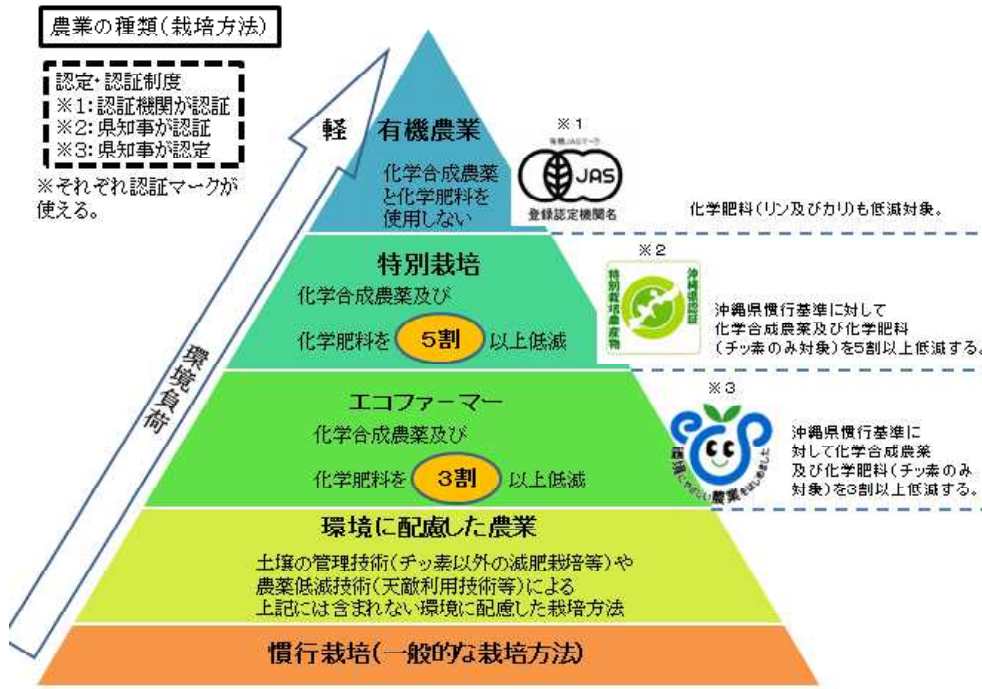
**4. その他の環境に配慮した農業**

土壌の管理技術（窒素以外の減肥栽培等）や農薬低減技術等による環境に配慮した栽培方法

**【有機農業の定義】**

当推進計画における有機農業の定義は、有機農業推進法第2条において、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」とする。

# 環境保全型農業の概要



## 第2 環境保全型農業の現状と課題

沖縄県における環境保全型農業者数は、有機認定農家戸数56戸、特別栽培農家戸数418戸、エコファーマー認定農家戸数838戸となっている(平成27年3月31日現在)。主な栽培品目は、果菜類(ピーマン、サヤインゲン等)、果樹類(マンゴー、パッションフルーツ等)が多く、サトウキビや茶、ハーブ類等の栽培も見られる。

また、生産環境は、他都道府県と比較すると年間を通して温暖な気候であり、病害

## 第2 有機農業の現状と課題

沖縄県における有機JAS認定農家数は、平成22年3月31日現在41戸となっている。主な栽培品目は、果菜類(トマト、ゴーヤー等)、ウコン等が多く、茶、マンゴー、パインアップルの栽培も見られる。

また、生産環境は、他都道府県と比較すると年間を通して温暖な気候であるため、病害虫や雑草が多く発生し、土壌中の有機物の分解も早い等、有機農業を実践するに

虫・雑草の多発や土壌中の有機物の分解も早い。そのため、化学肥料や化学合成農薬を県慣行基準より削減する栽培方法を実践するには厳しい状況にあり、環境保全型農業の定着が安定していないことに繋がっている。

このような生産環境の中、環境保全型農業に取り組んでいる生産者は、個々の取り組みにより独自の技術確立し実践している場合が多く、関係機関や環境保全型農業者同士の連携や情報交換等が求められている。

上記の情勢を鑑み、環境保全型農業を継続して行うためには、以下の課題を解決する必要がある。

- 1 環境保全型農業に関する技術の確立
- 2 環境保全型農業に関する技術の普及
- 3 生産・出荷団体等における環境保全型農業の取り組みの強化
- 4 環境保全型農業によって生産された農産物（以下、「環境保全型農産物」という。）の消費拡大

アンケート結果（削除）

は厳しい生産環境にある。

このような生産環境の中、有機農業に取り組んでいる生産者は、これまで個々の技術の研鑽で生産技術を積み上げ、独自の技術確立し、有機農業を実践している場合が多く、行政機関や有機農業者同士の連携や情報交換等が求められている。

また、県内で生産される有機農産物の生産量が少ないため、市場流通による有利販売に繋がっていない状況にある。

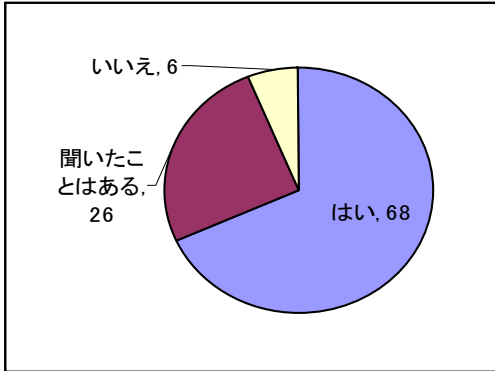
なお、環境保全型農業に関する認定数は増加しており、化学肥料並びに化学農薬を3割減少させるエコファーマーの認定者数は、平成22年3月末現在449戸、同様に5割減少させる特別栽培農産物の認証件数は97戸となっており、エコファーマーは3年前（平成19年度、147件）の約3.1倍増加している。

**【有機農業に対する消費者アンケート結果】**

・消費者アンケート（有効回答数92件）

平成22年2月6～7日「第2回花と食のフェスティバル」において調査。

問1「有機農業」を知っていますか（％）



(以下、アンケート結果省略)

有機農業の推進目標（削除）

目標設定の考え方（削除）

推進目標（削除）

有機農業に関する技術の開発（削除）

有機農業に関する普及指導の強化（削除）

消費者等の認識は、アンケートの結果から分析すると、有機農業に対する理解が十分とは言えない状況である。一方、有機農産物に対するイメージについては良い印象を持っている人が多いので、これから理解が進めば、農家が期待する価格でも十分需要が見込まれる。

### 第3 有機農業の推進目標

#### 1 目標設定の考え方

国において策定された、「有機農業の推進に関する基本的な方針」に示された目標について、達成されるよう努めていく。

また、本県の生産環境を考慮した場合、慣行栽培から有機農業に取り組むには、厳しい環境であるため、病虫害防除技術や施肥技術等の生産技術を取得するためにも、エコファーマーや特別栽培農産物の生産等の経験を踏まえて、環境保全型農業のトップレベルである有機農業へと段階的に移行することが重要であることから、次のとおり推進目標を定める。目標期間は平成23年度より5年間とする。

#### 2 推進目標

##### (1) 有機農業に関する技術の開発

有機農業実践者が保有している技術の情報収集に努め、試験研究機関で開発された病虫害防除技術等を組み合わせ、本県の環境に適した技術開発を進め、普及啓発を図る。有機質肥料の施用技術や害虫防除技術等について、「普及に移す技術」として5つ以上の掲載を目標とする。

##### (2) 有機農業に関する普及指導の強化

農業改良普及組織においては、普及職員の技術や知見を高める研修の充実強化を図り、現場における環境保全型農業の推進や有機農業者の育成、開発された技術の普及を推進する。各普及組織における有機農業の相談窓口設置や有機農業の事例集の作成等を行う。

有機農業に対する消費者等の理解の増進（削除）

有機農業者等の育成（削除）

### 第3 推進目標と施策の展開

環境保全型農業を推進するために、関係機関等は連携して環境保全型農業に関する技術の確立を推進し、慣行栽培農業者及び環境保全型農業者等に対して技術の普及指導に努める。

また、生産・出荷団体等による環境保全型農業の取り組みを推進し、生産の安定化を目指す。これらの取り組みなどを関係機関等によって環境保全型農産物を広くPRすることで環境保全型農産物の消費拡大を推進し、環境保全型農業の定着を推進する。

#### 1 環境保全型農業に関する技術開発

試験研究機関において、病害虫防除技術や施肥管理技術等を品目を定めて開発し、関係機関等から情報提供された既存の技術を組み合わせ、技術の確立を推進する。

#### (3) 有機農業に対する消費者等の理解の増進

有機農業に対する理解を高めるため、各種広報等を活用し、情報発信とPR活動を行う。また、市町村や有機関係団体等と連携し、消費者等の有機農業に対する理解と関心の増進を図る。有機農業の栽培方法について理解する消費者の割合を増やすために、年1回以上のセミナー等の開催を目標とする。

#### (4) 有機農業者等の育成

有機農業は、環境保全型農業の中でもっとも技術的に難しいため、慣行栽培からの移行には、エコファーマーの育成や特別栽培農産物認証を積極的に推進する。

その中でも先進的な農家については、技術のレベルアップを図り、有機農業者の育成を図る。

有機農業を含むエコファーマー以上の環境保全型農業に取り組む目標農家数を1000戸とする。

### 第4 推進施策

有機農業を推進するためには、技術の開発及び普及啓発を進め、有機農業に取り組もうとする農家の技術向上と消費者への理解を増進させるとともに、市町村及び有機関係団体等の連携強化を図る必要がある。

#### 1 有機農業に関する技術開発等の推進

##### (1) 技術の開発等

農業研究機関は、沖縄県の気象条件等に即した技術の開発を推進し、有機栽培における基本的な技術の集積を図る。また、有機農業をすでに実践している生産者の技術を尊重しつつ、有機農業実践者等と連携し技術の検証を行う。



## 2 技術の普及啓発等

普及指導機関等は、慣行栽培及び環境保全型農業者等に対して、試験研究機関等において開発された技術に関する情報の提供・普及を推進する。これらの取り組みについて、環境保全型農業を効果的に推進するため、地域や作物部会等への普及指導に努める。

## 3 相互連携の推進

普及指導機関等は、環境保全型農業者等からの取組事例の集積を図り、技術の情報収集及び共有を推進する。また、生産・出荷団体等での取り組みを推進するため、慣行栽培及び環境保全型農業者等との相互連携を推進する。

## 4 流通業者や実需者、消費者等への理解の増進

関係機関等は、各種広報や県主催のイベント等を通じ、パネルやチラシ等を活用した環境保全型農業についての情報発信を行う。また、環境保全型農業者や関係団体等と連携し、環境保全型農産物の消費拡大のため、流通業者や消費者等との交流を図る。

有機農業者の育成（削除）

段階的な推進（削除）

## (2) 技術の普及啓発等

農業研究機関等で開発された技術に関する情報の提供・普及を行う。また、有機農業を目指す農業者へ情報提供を図り、地区協議会等を通じ、関係機関との情報の共有化を行う。

## 2 普及指導の強化

農業改良普及機関は有機農業や環境保全型農業に対応できる普及職員の育成を図るため、研究機関と連携した技術の普及や先進地研修等への派遣等を通じ、技術向上を図る。また、有機農業関係団体及び有機農業実践者等と連携し、情報の把握に努める。

## 3 消費者等への理解の増進

各種広報や県主催のイベント等を通じ、パネルやチラシ等を活用した有機農業についての情報発信を行う。また、有機農業者や有機関係団体と連携し、シンポジウムや勉強会等の開催を通じ、消費者等との交流や、食育・地産地消の促進に努める。

さらに、消費者の有機農業に対する理解と関心の増進について把握するため、アンケートを実施する。

## 4 有機農業者の育成

### (1) 環境保全型農業の拡大

有機農業に取り組む際には、慣行栽培からの技術転換、販路の確保等が必要である。そのため、有機農業より比較的技術が取得しやすいエコファーマー認定や沖縄県特別栽培農産物認証の取得を促進し、認定に伴う技術指導、助言を行う。

### (2) 段階的な推進

有機農業者の育成に当たっては、エコファーマーや特別栽培農産物認証から段階的に移行できるよう、有機農業推進法や有機JAS規格制度等の啓発、先進事例や販路確保、研究成果に関する情報の提供等を図り、有機農業への移行が促進

有機農業者への支援（削除）

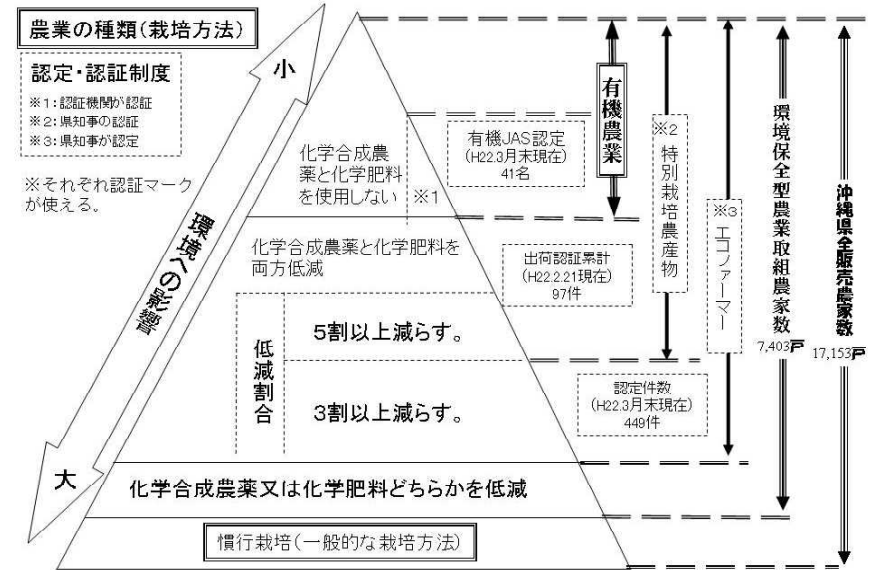
環境保全型農業（農産物の安全・安心）取組状況（削除）

されるよう支援する。

(3) 有機農業者への支援

有機農業実践者相互の連携、販路拡大に向けた相談会の実施、生産者、流通業者、消費者の相互理解が図れるよう意見交換の場を設定する等、有機農業者や有機農業関係団体と連携強化する。

環境保全型農業(農産物の安全・安心)取組状況



※販売農家数及び環境保全型農業取組農家数については2005年農業センサスより

第4 推進体制

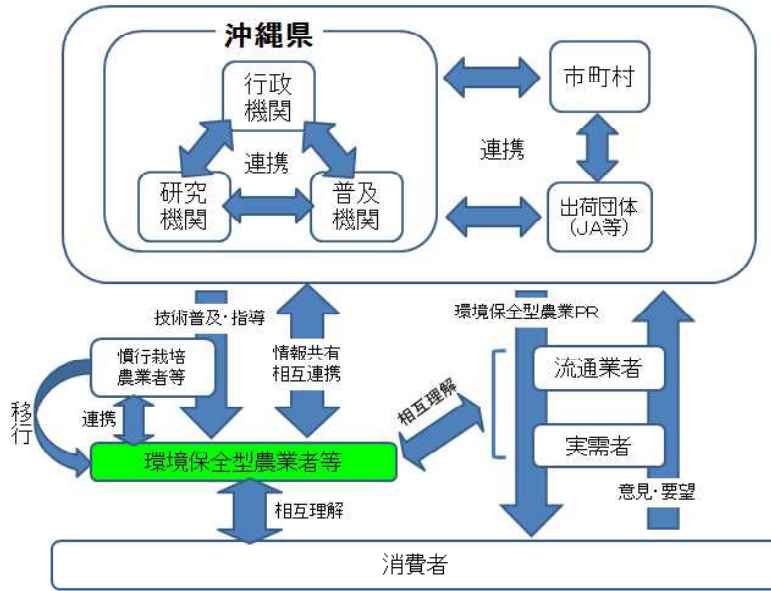
県は、環境保全型農業推進協議会を中心に環境保全型農業に関する情報を把握し発信するとともに、行政機関、普及指導機関、試験研究機関、流通業者、環境保全型農業関係団体等、その他関係機関での意見交換の場を設置し、推進計画に沿った取り組みを進めていく。

第5 推進体制

有機農業の推進については、県、市町村、有機農業者、その他関係団体等と連携を図りながら、生産、流通販売及び消費のそれぞれの側面で、必要な施策を総合的に講じる必要がある。

また、それぞれが与えられた役割を果たし、有機農業の推進に向けた環境づくり

## 環境保全型農業推進体制図



### 第5 その他

本推進計画は、平成28年度からおおむね5年間を計画期間として定める。なお、環境保全型農業や環境保全型農産物等を取り巻く情勢や施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。

また、この計画に定めるもののほか、必要な事項については環境保全型農業推進行動計画（仮称）において定めるものとする。

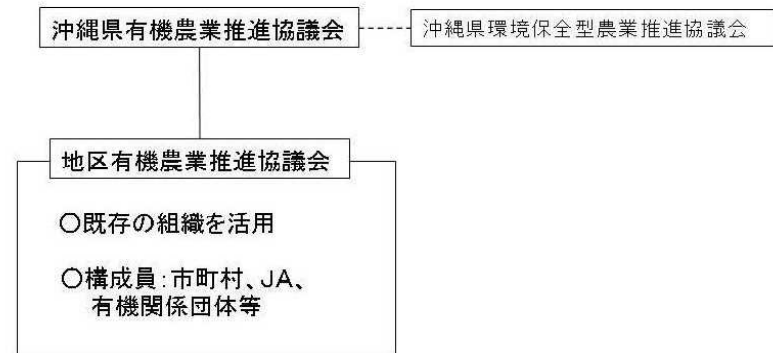
### に努め

ることが重要である。

県は、有機農業推進協議会を中心に有機農業に関する情報を把握し、発信するとともに、試験研究機関、有機関係団体、その他関係機関での意見交換の場を設置し、推進計画に沿った取り組みを進めていく。

各地区は、農業改良普及組織において設置されている既存の土づくり対策推進協議会又は環境保全型農業推進協議会等を活用し、地区における意見交換の場とし、推進計画に沿った取り組みを進めていく。

## 有機農業推進体制図



### 第6 その他

本推進計画は、有機農業や有機農産物等を取り巻く情勢や目標達成状況、施策の進捗状況等により、必要に応じて見直すこととする。